

令和6年度

小諸市国民健康保険税の税率等（案）について

国保制度改革について

国では、小規模自治体の保険財政が不安定であることなど、国民健康保険制度が抱える構造的な課題を解決するために、これまで市町村単位としてきた保険を都道府県単位化していくこととしています。

○平成30年からは、市町村が保険料を収納し、県は各市町村からの納付金をもとに医療機関等に保険給付（医療費）を行うよう改められています。

- ・保険料率は市町村が決めるが、県は目安としての「標準保険料率」を毎年示す。
- ・納付金は、県が全体の財政を確保しつつ、市町村ごとの医療費などを勘案しながら算定する。

○今後は、「同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば、同じ保険料」で、「県内どこでも同じ給付が受けられる」という姿（水準統一）を目指していく必要があります。

- ・ 長野県は、令和3年3月に発表した方針の中で、保険料については以下のとおりとしています。

長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針 (保険料水準等の統一に向けたロードマップ) より抜粋

「資産割を令和9年度までに廃止します。(各市町村の準備が整い次第)」

「応益割保険料(均等割・平等割)を標準保険料に近づけます。」

「応益割保険料(均等割・平等割)の低い市町村は、一定程度引き上げる必要があります。その分で所得割保険料を引き下げることによって、軽減制度が適用されない中所得者の負担緩和が可能になります。」

「応益割保険料の引き上げは、令和4年度以降から実施することを基本とします。」

小諸市の税率と県標準保険料率との比較

- 医療給付費分

	①小諸市 R5		②県標準保険料率 R5		現状との差
	税率		税率		①－②
所得割	6.00%		5.92%		0.08
均等割	18,000円		21,899円		-3,899
平等割	20,000円		22,155円		-2,155

- 高齢者支援金分

	①小諸市 R5		②県標準保険料率 R5		現状との差
	税率		税率		①－②
所得割	2.90%		2.73%		0.17
均等割	8,500円		10,349円		-1,849
平等割	7,000円		9,016円		-2,016

- 介護分

	①小諸市 R5		②県標準保険料率 R5		現状との差
	税率		税率		①－②
所得割	3.20%		2.24%		0.96
均等割	9,000円		9,819円		-819
平等割	8,000円		7,821円		179

保険料水準等の統一に対する考え方

○県の方針に沿って、税率等を見直していく。

- ・資産割を廃止する。（令和5年度実施済み）
- ・令和9年度を目途に、**県標準保険料率**に近づけていく。
- ・現状で県標準保険料率との**開き**が大きい**医療費分の均等割と平等割、介護分の所得割**については、令和6年度から段階的に改定をする。

（ただし、具体的には毎年、県が示す数値と情勢を見ながら調整）

令和6年度 小諸市国民健康保険税の税率等（案）について

(1) 医療分

区分	改定前 R5	改定後 R6	増減
所得割	6.0%	6.0%	
均等割	18,000円	18,800円	800円
平等割	20,000円	20,800円	800円

(2) 後期高齢者支援金分

区分	改定前 R5	改定後 R6	増減
所得割	2.9%	2.8%	△0.1%
均等割	8,500円	8,500円	
平等割	7,000円	7,000円	

(3) 介護分

区分	改定前 R5	改定後 R6	増減
所得割	3.2%	2.8%	△0.4%
均等割	9,000円	9,000円	
平等割	8,000円	8,000円	

改正案検討にあたり考慮した事項など

運営面等

- ・見直しを段階的（令和9年を目標）に進めることで、被保険者にとっても、保険財政にとっても急激な影響を避ける。
- ・県の標準保険料率と併せ経済情勢や決算状況を踏まえ、毎年検討する。
- ・改正案による税収入総額を試算すると、減少額は約200万円。

所得の少ない世帯等

- ・均等割、平等割は、すべての世帯が負担するが、所得が一定以下の場合には軽減措置（7割減、5割減、2割減）が受けられる。

子育て世帯等

- ・均等割は、未就学児の場合5割軽減措置（令和4年から）が受けられる。
- ・出産育児一時金の増額（令和4年度、5年度）
- ・出産時の減免制度が開始される（国制度改正、令和6年1月分から）。
- ・所得割の減額で中所得層の負担軽減

(参考) 令和4年度 答申の附帯意見

- (1) 長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）を受け、県内の国民健康保険税率水準の統一に向けた更なる検討を進めること。
- (2) 特定健康診査・特定保健指導を引き続き行い、早期発見、早期治療による重症化予防につなげ、被保険者の健康維持を図ること。
- (3) 国民健康保険税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の向上に努めること。
- (4) 国保に関する法改正等があった場合は、速やかに適用すること。

スケジュール

✓ 6月22日（木） 第1回運営協議会 【諮問、R4決算等】

✓ 7～9月 追加資料の郵送、運協委員からの意見

✓ 10月17日（火） 第2回運営協議会 【答申案の作成】

10月中 会長より市長へ答申書提出

-
11月2日 国保運営協議会委員研修会（長野市）

-
令和6年1月 長野県より新規算定基準発表

-
2月5日（月） 第3回運営協議会 【新算定基準、健康づくり課計画等】

-
3月 市議会 市税条例改正